

(様式第2-14号)

【市町村が作成・保管するもの】

農林水産省様式

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年6月30日

久米南町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項に規定において準ずる同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				北庄東	無	令和4年～令和8年	北庄東地域資源保全組織
○				山手前	無	令和4年～令和8年	山手前資源保全向上活動組織
○				南庄北	無	令和4年～令和8年	南庄北地域資源保全向上活動組織
○				宮地	無	令和4年～令和8年	宮地地区農地・水・環境保全会
○				下之町西	無	令和7年～令和11年	下之町西活動組織
○				上弓削	無	令和7年～令和11年	上弓削活動組織
○				北庄中央	無	令和7年～令和11年	北庄中央棚田資源保全会